



日本企業顧問弁護士

労働と雇用に関する弁護実績

40年もの間、事業の運営を大きく左右する経済情勢や法律の劇的な変化が起こる中、Epstein Becker Greenでは、小中企業から多国籍大企業までの多様なクライアントにアドバイスを行い、代理を務めてきました。当事務所に依頼する顧客の中でも、多国籍企業が主要クライアントであることは事実ですが、これは、当事務所が、質の高い司法サービスを提供し、クライアントと揺るぎない関係を築いてきた証です。

Epstein Becker Green は、日本のビジネス・コミュニティとの長期に渡る関係を誇りに思っています。過去 30 年間に渡り、米国で事業を展開している日本企業や、事業開始を模索している企業に法的アドバイス、コンサルティングを提供し、代理を務めてきました。1984 年以来、当事務所の雇用関連問題に関する日本企業への弁護回数は全米 1 位となっています。

日本企業コミュニティとの揺るぎない関係

当事務所が日本のビジネス・コミュニティに質の高い司法サービスを提供する契機となったのは、1980 年代に起こされた、或る日本の総合商社に対する集団訴訟でした。当時、日本企業が米国で事業を展開し始め、米国の不動産、特にニューヨークでの大型投資が続き、日本企業の進出も相次ぎました。しかし、まもなくその商社の現地法人の従業員が、重役、経営陣および営業に日本男性のみが雇用されていると訴え、集団訴訟を起こしました。米国最高裁判所にまで上訴した企業側は、1953 年日米友好通商航海条約を理由に、日本に拠点を構えている企業として米国雇用法が及ばないと主張しましたが、この申立は裁判官に却下されてしまいました。判決に不満を感じた企業側は、Epstein Becker Green を代理人として迎えました。当事務所は依頼者に有利になるように交渉を重ね、日本人マネージャ達の駐在を維持することが出来ました。この結果がクライアントや日本のビジネス・コミュニティ全体に高く評価され、当事務所が多くの日本企業を代理するようになりました。

当事務所のサービス

金融サービス、不動産、エネルギーやガスなどを含む幅広い分野において、新規起業から多国籍大企業まで、あらゆる規模の日本企業の代理人を務めています。日本企業クライアントのニーズや事業目的に合わせた司法サービスを提供し、米国市場の複雑な法体系において、クライアントを効率のよくサポートしています。

日本ビジネスサービスチームのスタッフは、日本企業クライアントに下記のような問題に関するアドバイスやコンサルティング、代理を務めています：

- ・ ビザ・移民法
- ・ 労働と雇用
- ・ 訴訟
- ・ ヘルスケア
- ・ 医薬品および医療機器
- ・ 不動産

Epstein Becker Green は、米国や世界中の上級管理者から絶大な支援を受けています。弁護士陣は、非常に複雑な法的問題を、法的知識がないマネージャでも簡単に理解できる言葉に置き換えるというユニークな能力にたけています。

クライアントの声
U. S. News - Best Lawyers
“最優秀弁護士事務所”

このような分野において、当事務所では米国で事業を行う日本企業に、日常的な経営問題にコンサルテーションを行います。また、必要に応じて、一般的な雇用問題や労働組合に関する問題に対する仲裁と訴訟、差別訴訟、労働者災害補償問題において、企業代理を務めています。

Epstein Becker Green は、米国での事業展開中あるいはそれを望んでいる日本企業との信頼関係を培い、米国の法体系内で安全に事業運営できるよう、責任を持ってサポート致します。

当事務所のチーム

多くの州で弁護士資格を有する Epstein Becker Green の弁護士陣の支援を受ける、日本企業ビジネスサービスチームの主要メンバーは、下記のとおりです：

マイケル・クーン
フランシス・グリーン
ロナルド・グリーン
ロバート・グローバン・ジュニア
スーザン・グロス・ショリンスキー
ウィリアム・ミラニ
ジェフリー・ランドス

日本企業ビジネスサービスチームは、日本人クライアントの代理人として豊富な経験を持ち、米国で日本企業が直面している法律や事業に関する問題、今後直面することが予測される最新動向に精通した弁護士陣で構成されています。日本語に長けていることに加え、チームは日本に定期的に出張しており、日本文化や慣習も深く理解しており、米国における日本企業が抱える独自の特別な課題や問題についても精通しています。さらに、チームメンバーは、経団連でのレクチャーを定期的に行っており、米国における事業運営に影響を与えるような極めて重要な問題に対して深い考察を提供しています。